2　民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

3　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二条に規定する人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての調停事件については、第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（特別の事情による申立ての却下）

**第三条の十四**　裁判所は、第三条の二から前条までに規定する事件について日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（遺産の分割に関する審判事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の衡平を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

（管轄権の標準時）

**第三条の十五**　日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

第九条第五項中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

第十八条ただし書中「（平成十五年法律第百九号）」を削る。

第七十九条の次に次の一条を加える。

（外国裁判所の家事事件についての確定した裁判の効力）

**第七十九条の二**　外国裁判所の家事事件についての確定した裁判（これに準ずる公的機関の判断を含む。）については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第百十八条の規定を準用する。

第百四十五条中「（別表第一の五十五の項についての審判事件をいう。）」を削る。

第百四十九条第一項中「（別表第一の五十七の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百五十五条第四号中「（別表第二の三の項の事項についての審判事件をいう。次条第二号において同じ。）」を削り、同条第五号中「（別表第二の四の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第百五十九条第一項中「（別表第一の五十九の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百六十一条第一項中「（別表第一の六十一の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百六十二条第一項中「（別表第一の六十二の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百六十四条第一項中「（別表第一の六十三の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百六十五条第一項中「（別表第一の六十四の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第五項において同じ。）」を削る。

第百六十七条中「（別表第一の六十五の項から六十九の項まで並びに別表第二の七の項及び八の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第百七十六条中「未成年被後見人」の下に「（養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件にあっては、未成年被後見人となるべき者）」を加える。

第百七十七条中「養子及び」を「未成年被後見人となるべき者及び」に改め、同条第一号中「（別表第一の七十の項の事項についての審判事件をいう。）」を削り、同条第二号中「（別表第一の七十一の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第百八十八条第一項中「（別表第一の八十六の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）」及び「（同表の八十七の項の事項についての審判事件をいう。次条第一項において同じ。）」を削る。

第百八十九条第一項中「（別表第一の八十八の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。）」を削る。

第百九十一条第一項中「（別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百一条第十項中「（別表第一の九十の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百二条第一項第二号中「（別表第一の九十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）」を削る。

第二百三条第一号中「（別表第一の九十九の項の事項についての審判事件をいう。次号及び第二百八条において同じ。）」を削る。

第二百九条第二項中「（別表第一の百二の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百十六条第一項第二号中「（別表第一の百十の項の事項についての審判事件をいう。）」を削る。

第二百四十二条第一項第二号中「（別表第一の百三十二の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。）」を削る。

別表第一中「第三十九条」を「第三条の二―第三条の十一、第三十九条」に、「第百四十五条、第百四十八条―第百五十条、第百五十九条―第百六十二条、第百六十四条、第百六十五条、第百六十七条」を「第百四十八条、第百五十条、第百六十条」に改め、「、第百八十八条、第百八十九条」を削る。

別表第二中「第二十条」を「第三条の八、第三条の十―第三条の十二、第二十条」に改め、「、第百六十七条」を削る。

（民事執行法の一部改正）

**第三条**　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第六号中「の判決」の下に「（家事事件における裁判を含む。第二十四条において同じ。）」を加える。

第二十四条第一項中「が管轄し」を「（家事事件における裁判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下この項において同じ。）が管轄し」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第百十八条各号」の下に「（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第七十九条の二において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

3　第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴えの全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審理及び裁判をすることができる。

第百八十一条第一項第一号中「（平成二十三年法律第五十二号）」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（人事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の人事訴訟法（以下この条において「新人事訴訟法」という。）第三条の二から第三条の五までの規定は、この法律の施行の際現に係属している訴訟の日本の裁判所の管轄権については、適用しない。